

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年2月19日付け24健第7164号で行った公文書不開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年2月5日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して次の内容の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線被曝に対する対応や健康問題、及びその取扱いに関して検討したすべての会議、及び3人以上の打合せの議事録、メモ、配付資料など一切の書類のうち、昨年12月25日までに開示されていない文書。

- (1) 2011年4月中旬、内堀副知事から保健福祉部長に対して、健康調査をするように指示があった際の打合せメモや関連文書
- (2) 保健福祉部長が健康衛生総室次長、課長らを招集して、スキーム作りを指示した際の打合せメモや関連文書
- (3) 4月中旬に、県立医科大学から申し入れがあった際のメモなど
- (4) 4月下旬に、副知事に了承を得たスキーム案。および、その案の作成に至る一切の会議、打合せメモ、議事録、関連資料
- (5) 5月1日の県立医科大学、山下アドバイザーとの準備会合の配付資料、議事録、録音など（議事概要は入手済み）
- (6) 5月中旬、県災害対策本部内の救護班に県民健康管理チームを設けることとなった経緯の分かる一切の資料
- (7) 5月13日会合の議事録（議事概要は入手済み）。また、出席者選定のプロセスの分かるメールや打合せメモ

- 2 これに対して実施機関は、平成25年2月19日付けで、本件開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため保有していないとの理由で不開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成25年3月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

- (1) 平成24年12月25日までに開示された文書のメモの中で、本件開示請求内容にある

会議や打合せが開催されており、さらに「スキーム案作成」など文書が作成されていることが記載されている。「福島県県民健康管理調査」といった非常に重要な政策のたたき台がどのように作成されたかを示す「スキーム案」やそれに関連する会議の議事録やメモ、Eメールなどが一切存在していないということは到底考えられない。

(2) 異議申立人がこれまで県に行った開示請求では、「ふくしま健康調査検討委員会準備会」が開催された平成23年5月13日までの文書がほとんど不存在とされているが、異議申立人が国や県から開示を受けた文書からは県が健康調査を主導してきたことが伺えるため、5月13日より前に何か検討されていたはずで、本件開示請求の対象とした7件の文書は最低限残っているものとする。

(3) 5月13日以降のメールなどは開示されているのだから、仮にファイリングがきちんとされていなかったとしても、何らかの形で記録がある可能性があり、探索されるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件開示請求に係る公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 不開示理由について

関係部署に聞き取りし、関連する箇所を探索したが、いずれも保有していないことを確認したため、不存在による不開示決定としたものである。

##### 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「県民健康管理調査」といった非常に重要な政策のたたき台がどのように作成されたかを示す「スキーム案」やそれに関連する会議の議事録やメモ、Eメールなどが一切存在しないということは到底考えられず、実施機関が条例の解釈、運用を誤った旨の主張をしているが、条例第2条に規定するとおり公文書とは実施機関が保有しているものをいうのであって、条例は保有していないものまで開示することを求めているのではない。よって、条例の解釈、運用を誤ったとは考えていない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象公文書について

異議申立人は、第2の1(1)から(7)までを本件開示請求の対象として指定し、これらは存在するはずであり、探索されるべきであると主張する。

異議申立人が指定した7件は、異議申立人が平成24年12月4日付けで行った公文書開示請求に対し実施機関が平成24年12月18日付けで開示決定した公文書「「県民健康管理調査」について(メモ)」に、「これまでの経緯等」として記載された事項に関するものである。

「県民健康管理調査(現:県民健康調査)」では、実施にあたり専門的な見地からの助言等を得るため、有識者により構成される検討委員会が設置され、その初回は平成23年5月27日に開催されているところ、異議申立人は当該委員会が設置される以前の県民健康調査が実施されるに至った経緯に関するものを求めていると考えられる。

なお、異議申立人はメモ、録音、メール等請求対象を具体的に示しているが、「公文書」とは、条例第2条において実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されており、その公文書の作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されているものであると解されるため、実施機関による検索及び開示は、上記定義に該当する「公文書」を対象として行われるものである。(以下、本件開示請求の対象として異議申立人が指定した7件に関する公文書を「本件対象公文書」という。)

## 2 実施機関の対応について

審査会が実施機関に聴取したところ、次のとおり説明があった。

- (1) 平成25年2月5日に本件開示請求を受け、課内の書棚に保管されている県民健康調査関連の各簿冊を搜索したが本件対象公文書は見つからなかった。また、本件対象公文書が保管されている可能性がある場所として、平成23年9月に健康管理調査室(現:県民健康調査課)が組織される以前は、県災害対策本部救援班が県民健康調査に関する業務を担当していたことから、県災害対策本部の書庫にある救援班関連の簿冊を当時救援班長であった職員の協力を得て搜索したが、本件対象公文書は見つからなかった。さらに、仮に当時文書が作成されていたとしてその複写の存在が確認されれば公文書の搜索の端緒となり得るとの考えから、念のため「県民健康管理調査」について(メモ)を記載した職員に公文書に該当しない個人のメモを綴っていた簿冊も確認してもらったが確認できなかった。
- (2) 平成25年3月11日に本件異議申立てを受け、副知事に関連した文書が保有されている可能性を考え、秘書課内の保有文書を搜索してもらったが確認できなかった。
- (3) 本件対象公文書には、副知事又は部長から指示があった場合の記録など、通常業務のなかで文書として残すことはしておらず作成された可能性が低いものも含まれるが、7件すべてを搜索対象とし搜索を実施した。
- (4) 県災害対策本部では、職員個人の事務机、パソコン等は配置されず、複数の班員の共用となっており、震災後の混乱もあったため、そのような状況下において、個人がメモ程度のものを作成した可能性は否定できないが、現時点では確認できない。

## 3 本件処分の妥当性について

本件対象公文書に関する業務を当時行っていた県災害対策本部は、平成23年3月11日の地震発生に伴い設置された組織であって、県の各部局の職員が本来の業務を離れて専従するか又は本来業務との兼務により従事するという組織体制の下、庁内の会議室に長机を並べ、担当する業務ごとに数人当たり1台のパソコンが配置された状態で、膨大で前例のない原子力災害対応業務に当たっていた。

こうした当時の執務環境を考慮すると、迅速な対応が優先されたために公文書の作成が省略された形で業務が行われることもあったこと、電磁的記録が組織的に利用・保存される状況にはなかったことは認めざるを得ず、従って本件対象公文書が存在し

ないことに一定の理由があると言わざるを得ない。

また、実施機関が本件開示請求に先立ち開示した「「県民健康管理調査」について（メモ）」には、「スキーム案を作成」、「スキーム案を提示」等、文書が作成されていたことが推察される記載が確認できるが、実施機関は上記のとおり可能性がある複数の箇所を探索するとともに、関係者への確認を行っており、その上で本件対象公文書が発見されなかったため不存在の結論に至ったとする実施機関の主張は不当とまでは言えない。

以上により、本件対象公文書が存在すると認めるに足りる事情はないため、本件処分はやむを得ない措置である。

#### 4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年4月8日	・ 諮問書受付
平成25年4月9日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年5月2日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成25年5月8日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年2月21日 (第217回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成26年3月10日 (第218回審査会)	・ 審議
平成26年4月16日 (第219回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成26年5月21日 (第220回審査会)	・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成26年6月18日 (第221回審査会)	・ 審議
平成26年7月16日 (第222回審査会)	・ 審議
平成26年8月25日 (第223回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長